

母子世帯・娘の奨学金を理由に

生活保護費を減額

福島市

福島市が、生活保護を利用する母子世帯に対し、奨学金を収入とみなし、給付された奨学金と同額の保護費を減額しました。母親と今年4月に高校進学した長女は「奨学金の趣旨に反する」と訴えて、県に不服審査請求を行っています。

(岩井亜紀)

「奨学金の給付が決まったときは、安心して高校に通わせることができると胸をなでおろしていたのに……」

北本由香里さん(36)

「仮名Ⅱは、精神疾患を抱え安定した収入を得ることができません。福島市内で生活保護を利用して、公立高校に入学した長女の香澄さん(15)Ⅱ仮名Ⅱと暮らします。

香澄さんは、市の年額5万円の奨学金に加え、民間団体からの奨学金も受給。合計年17万円の奨学金を受給します。

奨学金受給の決定後、北本さんは担当ケースワーカーに連絡しましたが、奨学金の取り扱いについて一切、説明はなかったといひます。4月中旬に再度問い合わせると、全額を収入認定すると告知されました。

勉強に使えない

香澄さんは4～5月に、年額17万円の奨学金のうち、計9万円を受けました。福祉事務所はこれを全額収入認定し、生活費に充てる生活扶助費を同額差し引きしました。

「収入扱い おかしい」と批判



奨学金を収入認定しないよう厚労省に要望する全生連の人たち＝8月、厚生労働省

北本さんは、6月の生活扶助費はわずか2万円でした。子どもを抱えてどうやって生活しろといのか」と語気を強めま

す。娘は努力して奨学生になったのに、奨学金を収入認定されれば、勉強のために使えず、生活費に取って代わってしま

市が香澄さんに年額5万円を給付する「福島市奨学金」の目的は、経済的な理由で修学が困難な学生に対し、奨学金を給与することで教育の機会均等を図り、有用な人材を育成することだとしています。(福島市奨学金給与条例)

「奨学金はその本質からしても、優秀な人材を社会の力で育てようという趣旨に基づくもの。『収入』として扱うこと自体がおかしい」。こう指摘するのは、貧困問題に取り組み倉持恵弁護士です。

「香澄さんとの面接で、才能にあふれていると感じた。この子から奨学金を取り上げることが本人の自立にとってはもちろんのこと、社会にとってもプラスになるとは思えません」と強調します。

安倍政権が8月29日に決定した子どもの貧困対策大綱は、保護世帯の子どもの高校など進学率の低さを指摘。倉持弁護士は「市が北本さん世帯の状況や学校の経費を調べず一方的に収入認定したのは、大綱の趣旨に反し、政府の取り組みとも矛盾する」と批判します。

要請行動に参加

北本さん親子は8月中旬、全国生活と健康を守る会連合会(安形義弘会長)の要請行動に参加。福島市の不当性を厚生労働省に訴えました。担当者には「奨学金は一律に全額収入認定されるものではない。同様のケースがないよう対応の検討をする」と回答しました。

香澄さんは高校卒業後、4年制の大学に進みたいと考えています。北本さんは「娘にはやりたいことをやらせてあげたい。お金がないなどの理由で子どもの将来を奪いたくない」と訴えています。

6日、支援する会が発足しました。

う

う

う